

10. 都道府県の業務

(2)平成20年6月処遇改善請求の事務等

	処遇改善請求															合計			
	措置入院者				医療保護入院者				任意入院者				その他の入院者			計	電話による問い合わせ請求	書面による問い合わせ請求	その他
	計	電話による問い合わせ請求	書面による問い合わせ請求	その他	計	電話による問い合わせ請求	書面による問い合わせ請求	その他	計	電話による問い合わせ請求	書面による問い合わせ請求	その他	計	電話による問い合わせ請求	書面による問い合わせ請求				
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	5	5	
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	4	
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
群馬	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	6	6	
埼玉	0	0	0	0	4	4	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	8	8	
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東京	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	3	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	3	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	
静岡	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
愛知	1	1	0	0	3	3	0	0	5	5	0	0	8	8	0	0	17	17	
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	3	3	0	0	21	15	6	0	7	6	1	0	4	4	0	0	35	28	
兵庫	0	0	0	0	11	6	5	0	2	2	0	0	5	5	0	0	18	13	
奈良	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	8	0	8	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	12	4	
広島	3	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	
山口	2	1	1	0	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	2	2	0	0	8	8	0	0	4	3	1	0	0	0	0	0	14	13	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎	0	0	0	0	12	10	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	14	12	
熊本	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	5	5	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	5	5	
鹿児島	0	0	0	0	4	4	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	7	7	
沖縄	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉市	1	1	0	0	11	11	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	14	14	
横浜市	0	0	0	0	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟市	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浜松市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都市	6	4	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
堺市	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
合計	29	18	11	0	119	98	20	1	32	30	2	0	36	36	0	0	216	182	

(平成20年6月1ヶ月間)

10. 都道府県の業務

(3) 精神医療審査会の構成(平成20年度)

	合議体				
	合議体数	計	委員数		
			精神障害者の 医療に関し 学識経験を 有するもの	法律に関し 学識経験を 有するもの	その他の 学識経験を 有するもの
北海道	3	15	9	3	3
青森	3	15	9	3	3
岩手	3	16	3	4	9
宮城	3	16	9	4	3
秋田	4	20	12	4	4
山形	17	18	10	4	4
福島	4	14	6	4	4
茨城	2	15	7	5	3
栃木	3	15	9	3	3
群馬	4	24	15	4	5
埼玉	4	20	12	4	4
千葉	4	20	11	4	5
東京	6	32	19	7	6
神奈川	0	15	9	3	3
新潟	4	20	12	4	4
富山	2	15	8	5	2
石川	2	10	6	2	2
福井	3	15	9	3	3
山梨	3	15	9	3	3
長野	3	15	9	3	3
岐阜	3	15	9	3	3
静岡	3	21	9	6	6
愛知	4	20	12	4	4
三重	3	18	12	3	3
滋賀	4	23	13	5	5
京都	3	15	9	3	3
大阪	8	40	24	8	8
兵庫	4	20	12	4	4
奈良	4	20	12	4	4
和歌山	3	20	11	3	6
鳥取	2	13	6	3	4
島根	1	20	11	3	6
岡山	4	20	12	4	4
広島	4	20	12	4	4
山口	3	16	9	4	3
徳島	2	12	8	2	2
香川	3	19	9	5	5
愛媛	2	20	14	2	4
高知	2	21	10	4	7
福岡	4	20	12	4	4
佐賀	2	15	6	4	5
長崎	3	21	13	4	4
熊本	2	17	7	5	5
大分	3	15	9	3	3
宮崎	2	15	8	4	3
鹿児島	3	20	11	4	5
沖縄	2	14	6	4	4
札幌市	2	11	5	3	3
仙台市	3	15	9	3	3
さいたま市	2	11	7	2	2
千葉市	3	15	9	3	3
横浜市	3	16	9	4	3
川崎市	2	10	6	2	2
新潟市	2	11	6	3	2
静岡市	3	18	9	5	4
浜松市	3	15	6	3	6
名古屋市	3	20	12	4	4
京都市	2	16	8	4	4
大阪市	2	10	6	2	2
堺市	2	11	6	2	3
神戸市	3	15	9	3	3
広島市	4	20	12	4	4
北九州市	2	12	6	3	3
福岡市	3	18	9	5	4
合計	204	1,099	613	237	249

(平成20年度)

10. 都道府県の業務

(4) 措置入院の状況、医療保護入院及び応急入院のための移送の状況(平成19年度)

	27条2項に基づく措置入院								行動制限							医療保護入院及び 応急入院のための 移送(第34条)			
	通報件数	措置診察			措置入院 のための 移送の 実施	措置診察の結果			23条	24条	25条	25条 の2	26条	26条 の2	26条 の3	27条 2項	事前 調査 件数	移送 の実 施	行動 制限
		実施 せず	1次診察 のみ実施	2次診察 まで実施		措置入院	措置以外 の入院	入院以外 の処遇											
北海道	11	2	0	9	2	9	0	0	0	7	1	0	2	0	0	0	2	2	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	41	23	2
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	2	0	0	0	1	1	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	5	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
東京	12	0	0	12	3	8	1	3	0	1,069	6	0	6	0	0	2	1	1	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	5	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	1	0	0	0	0	3	2	2	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	21	20	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
広島	1	0	0	1	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
長崎	1	0	0	1	1	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	8	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0
沖縄	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	2	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	11	11	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	156	9	1	1	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39	2	0	37	9	32	2	3	6	1,321	22	1	14	0	0	135	110	5	0

※ 23条、24条、25条、25条の2、26条、26条の2、26条の3に基づく措置入院（行動制限の人数を除く）については、衛生行政報告例を参照のこと。
 ※ 27条2項に基づく措置入院の各項目の数値は、以下の府県・市において暫定値:青森県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市。

11. 平均残存率(1年未満群)、退院率(1年以上群)

	平均残存率(%)			退院率(%)		
		死亡を 退院に 計上しない	転院・死亡を 退院に 計上しない		死亡を 退院に 計上しない	転院・死亡を 退院に 計上しない
北海道	29.0	30.7	38.9	24.0	19.9	9.4
青森	28.0	28.7	36.6	28.4	25.4	16.9
岩手	27.7	29.3	37.2	24.4	19.4	10.1
宮城	31.0	34.1	40.8	27.9	21.2	15.1
秋田	28.7	30.6	39.2	19.2	15.0	9.8
山形	25.9	28.5	38.8	22.6	19.6	11.3
福島	31.3	33.1	37.7	16.2	12.9	7.1
茨城	28.0	31.1	35.1	18.4	14.1	7.8
栃木	27.4	27.9	38.3	17.3	15.2	7.3
群馬	29.6	30.6	37.2	17.8	13.0	7.9
埼玉	31.5	33.8	41.0	21.8	15.7	9.4
千葉	28.3	29.3	36.8	17.2	12.8	5.3
東京	26.1	27.7	38.9	23.8	19.5	10.0
神奈川	26.0	27.2	36.8	23.6	21.1	9.5
新潟	32.0	35.3	43.3	18.4	14.1	8.4
富山	30.3	31.3	39.0	18.2	16.0	12.8
石川	31.6	33.4	44.7	20.1	18.6	5.7
福井	22.8	23.9	29.5	22.5	19.1	10.0
山梨	27.1	28.0	36.4	15.4	10.8	4.6
長野	24.1	25.0	29.7	25.5	21.8	12.7
岐阜	26.0	28.2	34.4	19.0	15.9	8.6
静岡	30.1	30.9	39.2	18.2	15.9	7.0
愛知	26.3	27.6	34.3	23.6	20.2	12.4
三重	27.1	28.0	34.1	32.1	28.2	20.8
滋賀	27.3	28.3	33.2	30.8	26.5	8.6
京都	28.0	30.8	38.0	23.1	13.5	6.6
大阪	27.3	29.0	36.6	22.3	17.6	7.9
兵庫	30.2	32.4	40.2	20.1	16.6	8.1
奈良	44.5	47.4	55.0	27.0	22.5	10.5
和歌山	24.2	24.2	29.6	12.1	11.3	3.0
鳥取	30.8	33.9	45.0	23.3	18.4	10.7
島根	26.0	27.3	36.4	20.9	17.5	8.7
岡山	26.1	27.7	34.8	26.4	19.6	11.3
広島	27.8	29.9	38.9	25.3	19.8	8.7
山口	34.3	37.5	46.4	19.3	15.5	7.4
徳島	26.9	30.4	37.5	15.2	10.9	4.3
香川	25.5	29.0	39.3	20.0	15.7	6.0
愛媛	31.3	32.8	40.3	19.0	16.3	8.9
高知	19.8	21.7	27.9	31.9	29.6	12.0
福岡	32.7	34.6	45.7	21.5	17.7	6.3
佐賀	37.6	39.9	48.8	28.3	23.9	13.7
長崎	28.8	30.2	38.3	21.8	15.4	6.6
熊本	27.8	28.9	40.8	19.5	15.0	6.6
大分	35.0	36.1	46.9	18.8	17.5	8.6
宮崎	31.3	34.8	41.1	18.7	13.0	6.0
鹿児島	40.4	41.9	49.5	21.6	18.1	9.7
沖縄	26.1	26.8	39.4	26.4	19.9	9.4
合計	28.8	30.6	38.9	21.8	17.6	8.9

※政令市のある道府県の数値は、政令市分を含む。

B. 資料

平成 20 年度精神保健福祉関係資料の作成について

障発第 0630001 号
障精発第 0630001 号
平成 20 年 6 月 30 日

各

都道府県
指定都市

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課 長

精 神 ・ 障 害 保 健 課 長

平成 20 年度精神保健福祉資料の作成について(依頼)

標記について、業務の参考としたいので、別添作業要領を参考の上、平成 20 年 10 月 31 日（金）までに報告願います。

平成 20 年度精神保健福祉資料作業要領

1. 調査の目的

この調査は、精神保健福祉施策推進の資料とするため、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年6月30日付けで実施しているものです。平成18年度より、厚生労働省組織改編のため、障害福祉課と精神・障害保健課の連名になっております。

2. 今年度の主な変更点

衛生行政報告例との調査項目の重複があったことから、「精神医療審査会」及び「措置入院等の状況」の調査項目の一部を衛生行政報告例に移し、重複する項目を削除いたしました。また、個票12の「措置入院」の年齢区分に「70歳以上75歳未満」を追加するとともに、個票13・17の外来件数の項目に従来の「往診」に「訪問診療」を追加しました。

3. 調査票作成の手引き

- (1) 本調査は、提出書類件数報告及び個票から構成されます（別添1）。提出書類件数報告及び個票の様式の入った CD-ROM を添付しておりますのでご活用ください。
- (2) 平成20年度調査票の変更箇所については（別添2）にまとめました。
- (3) 調査票に用いた用語の定義につきましては各個票に記載しておりますが、ご不明の点がありましたら担当者までお問い合わせください。
回答は「該当するものの選択（○印をつける）」若しくは「数値の記入」によります。
- (4) 個票1～16は精神科病院、個票17～20は精神科診療所等、個票21は指定障害者支援施設等、個票22は指定障害者福祉サービス事業者等、個票23及び24は各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管課に記入をお願いするものです。精神保健福祉センターで診療所を兼ねている場合は、個票17の記載をしてください。精神保健福祉センターで保険診療を行っている場合は、実績に応じて個票17に記入をお願いします。
- (5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課に個票をお送りいただくときは、必ず提出書類件数報告に、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入してください。
- (6) 二次医療圏コード一覧と医療機関等コード一覧（「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票21及び22にかかるコード」の3種）は、添付した CD-ROM に入っている様式を用いて作成してください。
- (7) 都道府県・市コードは、（別添3）の都道府県・指定都市コードをもとに記入してください。
- (8) 二次医療圏コードについては、コード番号を1から通し番号でお付けください。
- (9) 医療機関等コード一覧
ア 医療機関等コード番号について
「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票21及び22にかかるコード」の3種それぞれコード番号を1から通し番号で付けてください。
平成19年度までの調査で、すでに1番からの連番を付けている場合、病

院の廃止・統合や市町村合併による欠番は新規・既存の病院で埋めずに、欠番のままとしてください（別添4）。

各都道府県・指定都市の担当課内部で使用しているコード番号、3桁を超えるコード番号、ハイフンなどの記号・アルファベットを含むコード番号、都道府県・指定都市コード番号を連番に冠したコード番号などは付けないようにしてください。

個票 21 及び 22 にかかるコードを、事業種別ごとに整理分類される場合は、百の位を変えて（101 番～、201 番～・・・など）いただいて結構です。

イ 医療機関等名について

大学病院は、大学名から記載してください。（〇〇大学△△△附属□□□病院）また大学名を略名で記載しないようにしてください。

独立行政法人国立病院機構の病院については「独立〇〇病院」と記載してください。

法人医療機関等の「法人名（〇〇法人△△会など）」は医療機関等名に冠して記載しないでください。（同じ都道府県・指定都市の中で同名の医療機関等を有する場合のみ、医療機関等名に続けて括弧書きで法人名を記載してください。）

都道府県立医療機関等、その他の公立医療機関等は「〇〇県立△△△病院」「〇〇市立△△△病院」のように、自治体名を冠して記載してください。

ウ 変更状況欄について

新規追加・病院廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況を記載し、医療機関等名が変更の場合は変更前の医療機関等名も「旧△△△病院」と記載してください。

お送りいただきました一覧表は、平成 20 年度データの確定のための作業に使用しますが、それ以外の目的には使用しません。また、データが確定した後は、電子化されたデータには個別の医療機関等名は残りません。

4. 調査データの扱い

- (1) 各都道府県・指定都市から送付された個票は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課にて受領の確認を行ったあと、国立精神・神経センター精神保健研究所にて精神保健分析を行います。
- (2) 本調査の結果は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の業務に役立てるほか、厚生労働科学研究に基づく報告書等、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の承認した分析・報告等に活用されます。
- (3) 本調査の個票は、データが確定した段階で、提出書類件数報告、個票とも処分いたします。また所要の手続きによらない個別データの公開は行いません。
- (4) 調査結果は「精神保健福祉資料」にまとめ、各都道府県・指定都市にお返しするとともに、「精神保健医療福祉の改革ビジョン研究ページ（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html>）」において公表予定です。

5. 作業スケジュール

平成20年7月上旬に調査票を依頼。

平成20年9月末までに調査票の回収を終了。

平成21年1月末までに入力作業とデータの確認・問い合わせを完了。

平成21年3月末までにデータの集計を完了。

平成21年7月末までに各都道府県・指定都市に「精神保健福祉資料」を送付。

【お問い合わせ・個票送付先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課精神医療係

木下・尾形

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線 3058)

FAX : 03-3593-2008

提出書類件数報告

都道府県・市コード

下記の各項目については、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入すること。

精神科病院数		
個票1	大学附属病院	
	上記以外の総合病院	
	上記以外の病院	
	合計①	
個票1	単科精神科病院	
	単科精神科病院以外	

個票1	国立病院	
	独立行政法人国立病院機構	
	都道府県立病院	
	その他の公立病院	
	医療法人病院	
	個人病院	
	その他の法人病院	
	合計②	

※合計①と合計②は同数となる。

個票1	指定病院数	
個票1	応急入院指定病院数	
個票1	認知症疾患医療センター ・老人性認知症疾患センター設置病院数	
個票7	精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院数	
個票9	精神科訪問看護を実施している精神科病院数	
個票13	平成19年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数	
個票13	平成20年6月1日の残留患者が1人以上の病院数	

個票17	「個票17 精神科診療所等の状況」を配布した診療所の数 精神科診療所等の数(回収数)	
個票18	精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所数	
個票20	精神科訪問看護を実施している精神科診療所数	

各々の個票の枚数を記入すること。

個票1	精神科病院の施設・従事者の状況	枚
個票2	各精神科棟の状況	枚
個票3	各精神科棟の状況(個票2の続き)	枚
個票4	各精神科棟の状況(個票3の続き)	枚
個票5	認知症棟の状況	枚
個票6	応急入院患者の状況	枚
個票7	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	枚
個票8	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票9	精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	枚

個票10	精神科病院在院患者の処遇	枚
個票11	精神科病院在院患者の状況	枚
個票12	在院期間・年齢別の在院患者数	枚
個票13	精神科病院の外来・入院状況	枚
個票14	精神科病院平成19年6月入院患者の状況	枚
個票15	平成20年6月1日残留患者の状況	枚
個票16	平成20年6月退院患者の状況	枚
個票17	精神科診療所等の状況	枚
個票18	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	枚

個票19	精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票20	精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	枚
個票21	指定障害者支援施設等の状況【入所系】	枚
個票22	指定障害者福祉サービス事業所等の状況【通所系】	枚
個票23	精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	枚
個票24	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	枚

※下記の注意事項を必ず確認すること。

- ・個票1、個票2、個票10、個票11、個票12、個票13、個票16の枚数は、精神科病院数と一致すること。
- ・個票6の枚数は、個票1で応急入院指定病院数と一致すること。
- ・個票7の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院数と一致すること。
- ・個票9の枚数は、精神科訪問看護を実施している精神科病院数と一致すること。

- ・個票14の枚数は、個票13で平成19年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票15の枚数は、個票13で平成20年6月1日の残留患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票18の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数と一致すること。

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

病院区分① [いずれか1つに○印]

- 大学附属病院 …… 国立大学法人を含む
- 上記以外の総合病院 …… 内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院 (医師16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)
- 上記以外の病院

病院区分② [いずれか1つに○印]

- 単科精神科病院
- 単科精神科病院以外

病院区分③ [いずれか1つに○印]

- 国立病院
- 独立行政法人国立病院機構
- 都道府県立病院
- その他の公立病院
- 医療法人病院
- 個人病院
- その他の法人病院 (国立大学法人等)

地方独立行政法人は、引き続き「都道府県立病院」もしくは「その他の公立病院」を選択すること。

病院区分④ [各項目、それぞれ1つずつ○印]

指定病院 (精神保健福祉法第19条の8)	1. 該当	2. 非該当
指定病院は指定病床数を記入。	指定病床	床
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の4)	1. 該当	2. 非該当
特定病院 (精神保健福祉法第22条の4)	1. 該当	2. 非該当
精神科救急医療体制整備事業への参画	1. あり	2. なし
認知症患者医療センター ・老人性認知症患者センター	1. 設置あり	2. 設置なし
精神科訪問看護の実施	1. 病院内で実施 2. 同一法人内の訪問看護ステーションで実施 3. 実施なし	

精神科以外を含む 全病床数	床
------------------	---

実際に患者の訪問看護を依頼している同一法人内のステーションがある場合のみ選択。

※病床数に保護室分を含む。(平成20年6月30日現在)

	精神病棟		精神 病床数	保護室			施錠できる個室		
	病棟数	うち 電話設置		うち モニター 装置あり	うち トイレあり	うち モニター 装置あり	うち トイレあり		
夜間外開放	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
終日閉鎖	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
上記以外	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室

「夜間外開放」
少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
 「終日閉鎖」
原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。

看護体制の1単位をもって1病棟とする。
 医療法にもとづく病床数を記載。
 「保護室」………→精神科病院等の建築基準(昭和44年通知)における保護室におおむね合致し、精神運動性興奮等のときに使用する閉鎖的環境の個室。
 「施錠できる個室」→上記以外の、室外から施錠して閉鎖的環境にできる個室。

入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病棟数を記入。
 例えば、「夜間外開放」と「終日閉鎖」病棟の間に24時間使用できる電話が共用で設置されている場合、それぞれの病棟に電話が設置されているとみなす。

専門病棟の状況 ※該当する病棟数・病床数のみ記入 (平成20年6月30日現在)

アルコール		薬物		アルコール・薬物 混合		児童思春期		合併症		医療観察法 (指定入院医療機関)	
病棟なし →	病床数	病棟なし →	病床数	病棟なし →	病床数	病棟なし →	病床数	病棟なし →	病床数	病棟なし →	病床数
棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール使用による精神及び行動の障害」であるもの。
 在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。
 在院患者のおおむね50%以上が「アルコール」または「アルコール以外の精神作用物質」で、それぞれ単独では50%に満たないもの。
 在院患者のおおむね50%以上が20歳未満であるもの。
 身体疾患、精神疾患共に入院治療を必要とする合併症症例の受け入れが常時可能であるもの。
 予備病床はカウントする。

※当該病院に当該専門病棟がない場合は、それぞれのチェックボックスにレ点を入れてください。

従事者数 (平成20年6月30日現在)

医師						作業療法士		ソーシャルワーカー (社会福祉士を含む)			
うち 指定医		うち 特定医師						うち 精神保健福祉士			
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

臨床心理技術者		看護師		准看護師		看護補助者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

個票2 各精神病棟の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。(個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。) 病棟数が10を超える場合は個票3、個票4に続きを記入する。
 「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。
 ※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

(平成20年6月30日現在)

通し 番号	精神 病床数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号に それぞれ○印を1つずつ記入。		計	在院患者数														
		① 開放区分	② 入院料等 の届出		年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入すること。									
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
1		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
2		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
3		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
4		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
5		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
6		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
7		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
8		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
9		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
10		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																

①開放区分

1. 夜間外開放	少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
2. 終日閉鎖	原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。
3. 上記以外	「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

②入院料等の届出

11. 精神科救急入院料 1	41. 急性期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法)
12. 精神科救急入院料 2	42. 回復期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法)
13. 精神科救急・合併症入院料	43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 (医療観察法)
14. 精神科急性期治療病棟入院料 1	51. 1 0 対 1 入院基本料
15. 精神科急性期治療病棟入院料 2	52. 1 5 対 1 入院基本料
21. 精神療養病棟入院料	53. 1 8 対 1 入院基本料
22. 認知症病棟入院料 1	54. 2 0 対 1 入院基本料
23. 認知症病棟入院料 2	55. 特別入院基本料
31. 特殊疾患病棟入院料	61. 特定機能病院入院基本料 (7 対 1)
32. 小児入院医療管理料 3	62. 特定機能病院入院基本料 (1 0 対 1)
	63. 特定機能病院入院基本料 (1 5 対 1)
	99. その他

個票3 各精神病棟の状況（個票2の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）病棟数が10を超える場合は個票3、個票4に続きを記入する。
 「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。
 ※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

(平成20年6月30日現在)

通し 番号	精神 病床数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号に それぞれ○印を1つずつ記入。		計	在院患者数														
		① 開放区分	② 入院料等 の届出		年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入すること。									
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
11		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
12		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
13		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
14		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
15		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
16		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
17		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
18		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
19		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
20		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																

①開放区分

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1. 夜間外開放 | 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。 |
| 2. 終日閉鎖 | 原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。 |
| 3. 上記以外 | 「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。 |

②入院料等の届出

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 11. 精神科救急入院料 1 | 41. 急性期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） |
| 12. 精神科救急入院料 2 | 42. 回復期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） |
| 13. 精神科救急・合併症入院料 | 43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） |
| 14. 精神科急性期治療病棟入院料 1 | |
| 15. 精神科急性期治療病棟入院料 2 | 51. 1 0 対 1 入院基本料 |
| | 52. 1 5 対 1 入院基本料 |
| 21. 精神療養病棟入院料 | 53. 1 8 対 1 入院基本料 |
| 22. 認知症病棟入院料 1 | 54. 2 0 対 1 入院基本料 |
| 23. 認知症病棟入院料 2 | 55. 特別入院基本料 |
| | |
| 31. 特殊疾患病棟入院料 | 61. 特定機能病院入院基本料（7対1） |
| 32. 小児入院医療管理料 3 | 62. 特定機能病院入院基本料（10対1） |
| | 63. 特定機能病院入院基本料（15対1） |
| | |
| | 99. その他 |

個票4 各精神病棟の状況（個票3の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）病棟数が10を超える場合は個票3、個票4に続きを記入する。
 「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、下段のコード一覧から該当するものを選び、それぞれ1つずつコード値を記入する。
 ※「精神病棟数」のタテの計は、個票1「精神病棟数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

(平成20年6月30日現在)

通し 番号	精神 病床数	下記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄の番号に それぞれ○印を1つずつ記入。		在院患者数															
		① 開放区分	② 入院料等 の届出	年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入すること。										
				20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上			
21		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
22		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
23		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
24		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
25		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
26		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
27		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
28		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
29		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																
30		1・2・3	11・12・13・14・15 / 21・22・23 / 31・32 / 41・42・43 / 51・52・53・54・55 / 61・62・63 / 99																

①開放区分

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1. 夜間外開放 | 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。 |
| 2. 終日閉鎖 | 原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。 |
| 3. 上記以外 | 「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。 |

②入院料等の届出

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 11. 精神科救急入院料1 | 41. 急性期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） |
| 12. 精神科救急入院料2 | 42. 回復期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） |
| 13. 精神科救急・合併症入院料 | 43. 社会復帰期入院対象者入院医学管理料（医療観察法） |
| 14. 精神科急性期治療病棟入院料1 | 51. 10対1 入院基本料 |
| 15. 精神科急性期治療病棟入院料2 | 52. 15対1 入院基本料 |
| 21. 精神療養病棟入院料 | 53. 18対1 入院基本料 |
| 22. 認知症病棟入院料1 | 54. 20対1 入院基本料 |
| 23. 認知症病棟入院料2 | 55. 特別入院基本料 |
| 31. 特殊疾患病棟入院料 | 61. 特定機能病院入院基本料（7対1） |
| 32. 小児入院医療管理料3 | 62. 特定機能病院入院基本料（10対1） |
| | 63. 特定機能病院入院基本料（15対1） |
| | 99. その他 |

個票5 認知症病棟の状況

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「22.認知症病棟入院料1」
ないし「23.認知症病棟入院料2」に○印を付けた施設のみ個票5を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

在院期間別患者数は平成20年6月30日時点で、
他の病棟での入院期間も含めて継続して入院している期間を記入。

合計	在院期間別患者数							
	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上

平成20年6月1ヶ月間 に院内の他の病棟か ら転棟した患者数	平成20年6月1ヶ月間 に院内の他の病棟に 転棟した患者数

平成19年6月1ヶ月間(30日間)で、認知症病棟に入院(院内からの転棟を含まない)した患者について記入すること。

平成19年6月 1ヶ月間の 入院患者数

家族と同居
あるいは単身に
関わらず施設外
で生活するもの。

グループホーム・
ケアホーム・社会
復帰施設・福祉
ホーム・障害者
支援施設等・高
齢者福祉施設等
に退院したもの。

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。											
	平成19年						平成20年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
グループホーム・ケアホーム ・社会復帰施設等												
転院												
死亡												
合計												

平成20年 6月1日の 残留患者数

平成19年6月1ヶ月間の入院患者数＝各月の合計＋平成20年6月1日の残留患者数となる。

入院患者が身体的疾患により転院した場
合も、「転院」にカウントする。

個票6 応急入院患者の状況

※「個票1 精神科病院の施設・病床の状況」において、「病院区分④」の「応急入院指定病院」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成19年4月～平成20年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。
 上記期間中に実績のない場合は、総数合計(i)ならびに計(ii)欄にそれぞれ'0'を記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合計	(i)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

上表の「総数合計(i)」と、下表の「計(ii)」が同数となる

下表の、応急入院後の状況については、応急入院を終えた直後の状況を記入								
計	自院に継続入院			他の精神科病院の精神病床	一般病床	退院(転院なし)	死亡	不明、その他
	医療保護入院	任意入院	その他入院					
(ii)								

個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣等が定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成20年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地					
			うち 平成20年6月 1ヶ月間の 新規利用者		在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明	
精神科ショート・ケア										
精神科デイ・ケア										
精神科ナイト・ケア										
精神科 デイ・ナイト・ケア										
重度認知症患者 デイ・ケア										

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。